

平成19年度 理解活動の基本方針

法施行前後3年間(平成16年度～平成18年度)におけるユーザー理解活動は、自動車リサイクル法施行についての告知とリサイクル料金預託についての理解を求めることに重点をおき、テレビ・雑誌等マスメディアを活用して展開してきた。

このうち本年度(平成18年度)については、広報媒体の多様化を考慮しつつ、以下のとおりの活動を展開。

1. 「賢いユーザー」チラシ300万部の配布
2. 産経リビング新聞への記事掲載
3. 全国95店舗のショッピングモールへの巨大ポスター掲示
(1店舗あたり平均8カ所)
4. 全国33局ネットを使つてのラジオ CM の展開

これまでの理解活動を通じて、自動車リサイクル法そのものの認知度は高まっております。またリサイクル料金は、本年度上半期までに約66百万台の預託が実施された。制度立ち上がり初期における理解活動は、所期の目標をほぼ達成しつつあると判断する。

しかしながら、一般ユーザーに対して自動車リサイクル法の内容がどれだけ正確に理解されているかという点については、まだまだ満足できるレベルには至っていないと認識。

平成19年度においては、経済産業省・環境省・メーカー等と連携しつつ、主に一般ユーザーを対象に、

- 1) 預託されたリサイクル料金がどのように管理され、使われているか
- 2) 自動車がどのようにリサイクルされているか
- 3) 一般ユーザーが果たすべき役割について(中古車売買時のリサイクル料金の取扱い、使用済み自動車判断の明確化等)

などの訴求点を中心にアピールしていく。更に、地域的な市民活動や教育機関との協力など広報手法の多様化に努め、幅広く国民の理解が得られるよう地道な理解活動を実施したい。

以上